

第2回 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会 会議録

日 時 令和2年7月30日（木）午後2時～午後4時16分

場 所 吉野町中央公民館 5階 閲覧室

出席者（委員9名）

島 秀次（上市地区）、生駒 勝（吉野地区）、上田秀幸（中荘地区）、
小松 正（国栖地区）、森本和雄（龍門地区）、藤裏 勲（中竜門地区）、
里田良子（公募委員）、菊谷久美（公募委員）、荒井喜久雄（学識経験者）

（事務局6名）

副町長 和田圭史、暮らし環境整備課長 紺田正俊、同主幹 乾 悌、
同補佐 岡本弘文、同参与 奥田昌弘、同任用職員 浦西正純
（株）環境技術研究所 奈良営業所長 村井康一、
資源循環技術グループ長 山本暁久、
奈良営業所 高田隆輝

司会進行 あいさつ

事務局： ただいまより第2回吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会
を始めさせていただきます。

まず初めに荒井委員長様からご挨拶を、よろしくお願いいたします。

1. 委員長挨拶

委員長： 皆さん、こんにちは。

吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会も第2回目を迎えまして、中身を十分に検討していく段階に入ってまいりました。

世の中ではコロナ、コロナで大騒ぎで、東京あるいは大阪、あるいは愛知、福岡とあっちこっちでたくさんの方がコロナにかかっていらっしゃるということでございます。それ以外にも今年は非常に水害が大きくて、熊本あたりも非常に大被害を受けたわけですが、水害を受けますと、災害廃棄物という問題が出てきて、その処理に苦慮をしているというところで

ございます。何かコロナの影響で熊本あたりも県内のボランティアしか受け付けないということで、処理が滞ってるという話でございます。

聞くとところによると、もう畳なんかはすぐウジが湧いちゃうというような状況で、住民の皆さんの衛生状態を維持すると、保つということがやはり町の役割かなと思います。そういう意味で、町の役割を果たすためにも、このあり方検討会で皆様と十分な討議をして、よりよい処理方法を皆さんと考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 本日は、前回この会議におきまして要綱等、規則等を定めていただきました。この会議におきましては、要綱第7条に委員の2分の1の出席となっております。本日は全員の方が出席ですので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、前回の、本会議は公開ということでご承認をいただきました。本日も傍聴人、また報道記者の取材等がございますので、改めてよろしくお願いいたします。

ここから先は委員長であります、荒井委員長様によりよろしくお願いいたします。

2. 議 事

①前回の確認事項

委員長： それでは、手元の次第にございますように、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、前回の確認事項ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 失礼いたします。

まず、前回の第1回委員会再説明資料をあらかじめ委員の皆さんにお配りさせていただいたところですが、この資料につきましては、委員の方々の情報の共有や共通の認識を持っていただき、その中で課題を明確化していくことが必要となりますので、整理をさせていただいております。主に、指示を受けました事項、あるいは再度共通の認識を持っていただきたい事

項につきまして、この資料の中で11項目に分類させていただきまして、整理をさせていただいております。あらかじめ見ていただいていると思いますので、簡単にそれぞれの項目についてご説明を申し上げたいと思います。

まず1つ目が、委員の守秘義務の取扱いでございます。前回、委員会の要綱の説明をさせていただく中で、委員は職務上知り得た秘密や事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報を漏らしてはならないという要綱の条文がございました。それに対して、よそで話が出来ないなら、会議資料の取り扱いや会議内容の説明方法についてのご質問があったところです。

この委員会は公開を原則としておりますので、職務に関して知り得た秘密、公開しないと決めたような事項につきましては守秘義務が発生しますが、通常の資料の内容であったり、会議の内容につきまして各地区でご説明をいただくことについては、差し障りはないということでご理解をいただけたらと思います。

再説明の下の方に書いてございますように、会議資料、会議録は、原則として町ホームページで公開します。住民の方々は、この内容確認はホームページでしていただくことができますが、住民の代表の皆さん方が、各地区説明用に会議資料が必要な場合は、必要部数を事務局で準備させていただきますので、お申し出いただいたら結構かと思います。

続きまして、2番ですが、民間事業者による町内での廃棄物処理について、いろんなご意見をいただいたところでございます。大きく捉えさせていただきますと、民間企業からの提案が吉野町にとってプラスとなるなら、じっくり検討してはどうかという趣旨であったかと思います。このことにつきましては、施設での整備を進めていく上におきましては、地域住民のご理解を得ることが基盤となりますので、住民に対する十分な説明とご理解を得ることが不可欠となります。

しかし、現在の状況を申し上げますと、住民の同意が得られない現実があるということでございますので、検討に入ることは難しいと判断をせざるを得ない状況であるというふうに考えております。また、用地確保の見込みがない現状もあるということでございます。今の時点では、そういう状況であるというご理解をいただけたらと思っております。

続きまして、3番目、トンネルコンポストの比較検討資料についてのご質問、ご意見をいただいたところでございます。議会のほうでは、この方法については否定的な意見があったのではないのかというご意見の趣旨であったと思います。

この内容につきましては、昨年の8月、9月の町議会産業建設委員会でも事務局のほうから、概要の説明を申し上げているところですが、このトンネルコンポストの方式は、国内の事例が香川県三豊市の1例のみという現状がございます。三豊市では、画期的な処理方法ということで、全国各地から視察にお見えいただいているようで、昨年度の視察件数が約200件。その中で具体的な導入検討を開始したいと思っている自治体等につきましても数か所あるというお話を聞いております。

現時点ではこのトンネルコンポストの方式は、一般廃棄物を破碎・混合しましてバイオトンネルで発酵・乾燥させまして、固形燃料用の原料を作るというシステムでございます。それを固形燃料製造工場に持っていきまして、そこでできました固形燃料を製紙工場等で使っている。香川県三豊市の場合は、こうした企業連携が取られておりまして、出来上がった固形燃料をきちっと消費されるところまでのシステムが構築されているという状況がございます。また、民設民営ということで国の補助金を得られまして、民間がこの事業を立ち上げ、三豊市は可燃物をトン24,800円で引受けをお願いしているというような状況がございます。

一番の課題は、作り出す固形燃料を安定して買い取り続けてくれるところがあるかどうかというところでございます。固形燃料の市場価値が高まり、需要が多くなればこのシステムも有効に使われる。ただ、吉野町の場合は非常にごみ量が少ないという課題が大きなネックになると思います。また、民設民営で全て民の力でやっていただけない。そこで、公設民営という形式を取らざるを得ないということも見えてきますので、そうなりますと町の負担も大きくなります。

今現在の時点で、このトンネルコンポストの導入に踏み切るというのは、議会の意見にもございましたように、ちょっと難しいのではないかと。ただ将来的に、もっと広域的な大きな単位でのこのやり方の導入ということ

については検討の余地があるというふうに考えております。

続きまして、4番、5番が、ごみ排出量の予測に関する資料についてのご質問をいただいております。こちらにつきましては、まず委員長のほうから、ごみ排出量1人1日当たりのごみ量が毎年増えている理由の質問をお受けしたところでございます。また、副委員長からは、人口が減少していくのにごみの減り方が少ない。データとして本当に信頼できるのかどうか、再度精査をしたらどうかというご意見をいただきました。

非常に貴重なご意見をいただきまして、当初の推計を精査させていただき、見直しをかけさせていただいております。別添の資料1ということで、別資料をA3の紙で準備をさせていただいております。別添資料1をご覧くださいと思います。

将来人口とごみ排出量の予測を掲げております資料ですが、数字が並んでおりまして分かりにくいと思いますが、簡単にご説明申し上げます。

別添資料の1番、将来人口とごみ排出量の予測と掲げました資料でございます。大きく真ん中までが、平成22年から令和元年度までの実績のごみの量が表示されております。右側が、令和2年度から令和10年度までの予測数値を掲げてございます。これが左、右の区分となります。上下の区分としまして、原単位と排出量という区分を持たせていただいております。

原単位といいますのは、1人1日当たりの排出量を算出させていただいております。左側が、令和元年度までの1人1日当たりの排出量の、それぞれのごみについての実績を表示しております。その数値を基に将来の1人1日当たりの排出量を予測したのが原単位の右側のほうの数字でございます。下側、下段のほうにつきましては、その原単位で予測しました1人1日当たりの排出量の実績値、あるいは予測値を基に、ごみ排出量の予測を算出しています。左側は実績ですけれども、右側で予測を算出した数字が並べられているという表でございます。

ここで、前回示しております数字の予測と異なっておりますのが、不燃ごみの予測でございます。不燃ごみの実際の数値を見ていただきます。排出量のところの下側の排出量、不燃ごみのところの数字ですが、平成22年から令和元年度までの数字を見ていただきますと、非常にばらつきのある

数字が並んでおります。特に平成30年度と令和元年度の数値が高い数値が出ておりますが、当初の予測では、この過去5年間の平成27年から令和元年度までの動きを見ました推計をしておりましたが、この見方を再度精査させていただいたところです。不燃ごみは、毎年ばらつきがある状況です。例えば、家の掃除をされて極端に出てくる場合もございますし、特に令和2年度、今年度におきましてはコロナ禍の影響で片づけによる排出が多いというようなことも聞いておりますので、年度間のばらつきが非常にあるということでございました。

そういったところから、ここの数値をもう一度精査させていただきまして、実績による推計をするべきではないかというふうに考え、再算出すると、不燃ごみのごみ量が当初予測しておりました量よりも減ったというような状況でございます。トータルで申し上げますと、人口の推移が令和2年の4月1日現在の人口が6,811人ですが、令和10年には5,190人になるという推計の中で、ごみ量は令和元年度の実績値が2,446トンの総排出量であったのが、令和10年には1,766トンの排出となるという予測を、再度精査の上させていただいたところです。

前回お示しさせていただいている排出量よりは減るわけですが、この値につきましては、今後ごみ排出量の予測を行っていく上での目標値を定める時に基本となる数値でございますし、ごみの減量化を検討するときに役立てたいと考えております。毎年、その年の状況によりまして変化するというものもございますので、その変化の状況を見極めまして、正確な予測に役立てていきたいというふうに考えております。このごみ排出量の予測につきましては以上でございます。

続きまして、元の資料に戻っていただきまして、6番になります。6番では、樫原市に現在可燃ごみの処理をお願いしておりますが、その期限のことや、あるいは、自分たちのごみは町内で処理すべきという考え方で対応すべきというご意見の趣旨の発言をいただいております。

これにつきましては、上のほうに再説明で書かせていただいておりますのは、樫原市への焼却委託については吉野広域行政組合、三町村クリーンセンターと樫原市との契約がございます。この契約期間は平成29年4月1日から

令和3年3月31日までとなっている状況でございます。また現在、来年の3月という契約でございますので、この延長につきまして、委託期間の延長を橿原市のほうに今現在、依頼をさせていただいている状況でございます。

このことに関しまして、今後のごみ処理方針のことになりますが、これは本日の会議の次第のほうの3番目、可燃ごみの処理方法についてというところで再度、前回の資料の補足資料を準備しておりますので、この6番の細部にわたりましては、議事の3番目のところで再度資料を基に説明をさせていただきます。

続きまして、7番ですが、三町村クリーンセンターの利用についてということで、ご質問をいただいております。これも2番の今後のごみ処理の方法についてというところの中でも関わってくる話になりますが、現在、吉野三町村クリーンセンターは先ほど申し上げましたとおり、吉野広域行政組合としての運営を行っております。

現在の状況ですが、まず地元との協定によりまして焼却はしないということで、既に焼却のための煙突が撤去されている状況でございます。また、この焼却場のあった部分につきましては、撤去をする方向で組合として検討されているというふうにお伺いしております。焼却施設は無くなるのですが、その他の施設はさくら広域が稼動するまでは、吉野、東吉野、川上の3町村が利用しますので、焼却施設以外の施設はさくら広域の稼動までは、3町村の広域行政組合が運営していくということになります。

それ以後につきましては、どうするかということが具体的に決まっていることではなくて、これからの検討課題ということで3町村の協議、あるいは地元との協議が必要です。跡地の利用、三町村クリーンセンターの焼却施設も、撤去されましたら平地が残るわけですが、その平地の利用と、現在その可燃以外の廃棄物を処理しております施設の利用について協議が必要という状況でございます。

続きまして、8番、ごみ処理に関する費用についてのご質問をいただいたところでございます。具体的には橿原市に焼却委託してる費用等についてのご質問ですが、3町村合計としまして、7,303万円を平成30年度決算では

支出しております。平成30年度の途中で消費税の8%から10%への引き上げがございましたので、トン当たり処理委託料は3万円が、中途からは3万555円という金額になっておりますが、その内の吉野町分として5,262万円を橿原市へのごみ処理費用として、お支払いをしている状況です。焼却灰につきましては、それに応じた分量を三町村クリーンセンターのほうに持ち帰って、最終処分場に埋め立てているという状況でございます。

また、ごみ処理費用全般にかかっております費用を参考までに申し上げますと、吉野町のクリーンセンターに対する運営負担金として、特別な費用を除いて、通常払っております費用が約1.5億円になります。ごみ処理にかかる費用を整理すると、先ず、ごみ処理にかかる費用としてクリーンセンターの運営負担金として吉野町が約1.5億円払っております。次に、収集にかかる費用の通常経費でございますが、約1億円を要しております。全体でごみ処理、あるいは収集にかかる費用の合計が約2.5億円という状況でございます。

続きまして、9番、さくら広域の負担金額の状況、あるいは再加入が考えられないのかどうかというご質問をいただきました。表示しておりますのが、広域化の検討のために吉野町が納付した負担金の金額をまず表示させていただいており、次に、さくら広域環境衛生組合の当初の計画事業費と吉野町の負担額推計を表示しております。

さくら広域では、吉野町が脱退しておりますので、計画の見直しをかけておりますので、現在の計画の費用、あるいは運営にかかる費用の見直しも当然されておりますが、当初の計画事業費、税抜きで建設の関係が約50億、施設運営経費が全体で3億5,000万ということを想定して事業が進められておりました。その中で、吉野町の施設稼働までの実質負担額推計を表示させていただきます。

さくら広域への再加入につきましては、平成31年1月に吉野町が広域からの脱退予告を行ったことに伴い、当初計画されていた整備計画をさくら広域は縮小、あるいは見直しをされたところでございます。それらを経まして、既に今年の3月発注で造成工事に着手されております。また、施設の整備工事は今年の4月に入札公告を行われまして、その竣工予定が令和5

年3月31日ということで、業者募集を現在されている最中という状況がございますので、吉野町の組合への再加入は、今からということは難しい状況だと考えるところでございます。

続きまして、10番ですが、他の自治体の取組事例についてのご質問の中で、吉野町の現在の状況に類似するような自治体の取組事例があれば示してもらいたいという内容のご意見をいただきました。こちらにつきましては、別添資料として1枚物、A4の資料を準備させていただいております。右肩に別添資料②と書いてございます。他の自治体の取組事例というタイトルでA4、1枚の紙でございます。

こちらは、広域の枠組みから離脱しまして今現在、暫定的な対応をしている自治体を調べた結果が表示されております。広域を脱退あるいは話がまとまらなかった、構成町村間で広域の計画がまとまらなかった自治体の例の幾つかが表示されておりますが、解散をした後、単独で建設をするのか、あるいは現状の施設を延命化工事するのか、近隣の市に処理委託するのかというような選択の中で、多くの自治体が近隣市あるいは民間事業者等に暫定的な措置として処理委託をお願いしているというような状況があるということで、参考事例として資料を添付させていただいております。

続きまして、11番ですが、こちらにつきましては会議終わった後、後日になりますが、委員さんから追加の質問をいただいた項目といたしまして、奈良県の広域化の動き、あるいは今後の広域化の予想について、どういう状況なのか説明を求めるということで、お話がございました。

こちらにつきましては前回の資料に修正を加えた資料としまして、別添資料3-1、3-2ということで、こちらもA4の資料でございます。カラー刷りの資料になります。この資料を2枚つけさせていただいておりますので、簡単にご説明申し上げたいと思います。

具体的に23施設があって、15施設になるということですが、どのように15になるのかというご質問でございます。この資料を見ていただきまして、左端に23番まで番号がついてございます。これが、令和5年時点では右側の15施設、一番下に15の番号がついておりますが、この23の施設が右側の15の施設に集約されます。

どこが集約されるのかと申し上げますと、山辺・県北西部広域環境衛生組合の構成市町村が、今ある処理施設が山辺・県北西部の広域の施設に統合されますので、その関係で6か所施設が減ります。次に、樫原に高取と明日香が入ることになるので、明日香の施設が1か所減ります。それと、もう1か所、吉野町は除かれますが、吉野三町村クリーンセンターと南和広域美化センターが統合されることにより1か所減ります。山辺・県北西部の関係で6か所、明日香の関係で1か所、南和広域・吉野広域の関係で1か所、合計8か所が減りまして、15施設になる予定という状況でございます。

次に、今後の広域化の予想につきまして、どのように考えているのかというご質問がございました。これにつきましては相手方との協議ということもありますので、どことの協議というのは言える状況ではないわけですが、施設の設置状況について、別添資料の3-1の中身を見ていただきますと、2番目の樫原市のクリーンセンターかしはらが、平成15年に設置された施設でございます。また、7番目の桜井市グリーンパークが平成14年に設置された施設でございます。下のほうに行きまして、16番の宇陀クリーンセンターが平成9年設置、19番の東宇陀クリーンセンターが平成8年の設置ということで、近隣でいいますと、近隣の市町村の中で、この樫原、桜井、宇陀の関係施設が、設置後の経過年数が多い施設に入ってきているという状況が分かります。具体的にそれぞれの施設の今後について、それぞれの市町村の考え方の確認はできてない状況であり、今時点で具体的にこちらと協議を開始しますというような状況ではないのですが、相手方の同意が得られるなら、将来的な可能性として、考えられる範囲であると思っていますところ です。

ただいままでの説明が前回の確認事項で、再説明を申し上げさせていただいた内容でございます。

委員長： 前回の確認事項として、前回出た質問について、改めて資料として文書化してお出ししたということでございます。

何かこのことについてご質問ありましたら、よろしくお願いします。

委 員： 町長さんのお話では広域化の再編等も長いスパンで考えておりますと
いうことで、前回の資料の21ページの中で、こういう資料をいただいた
わけですが、今、ご説明のあった桜井と宇陀地域ごみ処理広域推進協議
会というのが平成28年11月に設立されて、現在は桜井市と宇陀市、曾爾
村、御杖村が平成29年度に、協議会による広域化検討のための専門調査
を実施すると聞いておりますが今後、この辺の情勢の内容、情報があれ
ば教えていただけたらと思っております。

委 員 長： 桜井、宇陀のほうで協議会を設置して、現在広域化に向けて調査をし
ていることについて情報があれば、出してほしいという要望です。

委 員： 今おっしゃられたのは桜井市クリーンパーク、そして、東宇陀である
けど、五條、御所、田原本のやまと広域については、地域的に見たら割
と近いんじゃないかと思うのですが、これはもう参考には考えるという
余地はないのですか。

事 務 局： 五條、御所、田原本のやまと広域は、広域で今現在運営されておしま
す。ご指摘のとおり、もし協議が整うようであれば、対象の地域として
考えられる施設だと思います。先ほど申し上げましたのは、施設の設置
年数に的を絞ったところで、ピックアップして名前を上げたところですが、
近隣ということで五條、御所、田原本のやまと広域環境衛生事務組
合も、もし一緒にという協議ができるようであれば、可能性として、選
択肢の1つであると考えます。

委 員： これは、御所に施設があるわけですね。

事 務 局： 御所に施設があります。

委 員： 田原本とか五條じゃなしに、吉野町から御所まで行くとすれば、桜井

へ行くのもさほど変わらないぐらいの距離やと思うのですけどね。

事務局は樫原にしても宇陀にしても、今おっしゃったように、どこまで突っ込んだ話をやってもらっているのか。どこまでお願いしますというところまでいっているのか。私たちは全然分かりません。話の進み具合では、相手側の議会の了解も得らなあかんし、地域住民の同意も得らなあかんしというところまで進んでいるのか。まだ表立って交渉します、交渉しますで終わっているのか。その辺の進捗で大きく違うと思います。樫原への持ち込みにしても来年の３月31日に終了することを踏まえて樫原市にお願いするとかの行動をしているのか、私たちは全然分かりません。

それで、今どこまで樫原市とか宇陀広域へ、町としての重要な行政の立場として、例えば、ここまでお願いしてますけども、どうしてもやっぱり受けてもらえませんか。いや、議会のほうが同意もらうところまでまだ行ってませんとか。市役所の人らの公務員の幹部までは行ってますねけども、もちろん市長のところも行っていないし、議会もまだそういう話通っていないし、など。実行に移る可能性というのがどこまであるのか、全然分からないから。

私の個人の意見としては、来年の３月31日にもう日が迫つとるから樫原市にお願いして、議会にもお願いして、住民にもお願いして、３月31日じゃなしに、あと２年後、３年後ぐらいまでお願いできたら、樫原でお願いしてもらいたいと思っている。町の考え方が、あと３年後ぐらいまでお世話にしてくださいよというぐらいの立場でおるのか、いや、お願いしてあかんかったらよそへ行きますというのか。そこら辺は私ら全然分からないから、説明できるものであれば、こういう機会ですので、傍聴人さんも来ておられるので、説明していただけたらと思うのですが、どんなものですか。

委員長：相手のこともあるので、言えるところと言えないところがあると思うのですが、そういった広域化に向けた協議の状況が、差し支えない範囲でお話ししていただけたらと思います。

事務局： はい。何回か樫原市のほうに、町長並びに副町長がお伺いしております。お願いの交渉を今現在継続しております。具体的なその内容につきましては、今、樫原市のほうも検討いただいております。手続きをいただいているとお伺いしております。詳細について、今、お話しはできる状況ではないのですが、鋭意、お願いをしている状況でございます。今、委員さんからおっしゃっていただきましたご意見を踏まえまして、しっかりと交渉に向けて踏み込んでいきたいということで、もうしばらくお待ちいただけたらと思っております。

委員： そんなに待てる余裕あるのですか。来年3月31日まであと何か月あるのですか。それで議会の了解ももらう必要があるし、地域住民にも説明しないといけないし、意見も聞いてお願いすることはせなあかんしというふうに聞いているから。今もう8月ですよ。あと半年でその話、余裕があればええけど。また、明日にでも行ってきますとかいう話、せっぱ詰った話やと思います。議会とか、行政のことは、難しいことは分かりませんが、私ら考えたら、来年の3月31日やでと。それで終わるのやったら、あかんかったらどないするの。樫原あかんかったら、次どっか探さなあかんとか。例えば、やまとへ行かなあかんとか、他府県へ行かなあかんとかいう話もでてくるけども、皆、中途半端というか、ちぐはぐという感じがする。それで私が心配なのは、そのまま3月31日まで待ってええのかなという思いです。

委員長： 町は、それ以外の選択肢も考えてらっしゃるようで、この後に説明されるということのようですので、とりあえずご質問を受けたいと思います。

委員： 今の関連でございますが、6月の議会で議員さんから質問されておりましたね。今の状況はどうなってるの、行ってるの、具体的にアクション起こしてるのかと。それで、見通しはどうかという質問されておりましたので。やはりそれは早急に我々に説明できるように、あれから何

回行ったとか、そういう説明ができるような体制でやってほしいですね。
皆、心配しておりますので、以上です。

副 町 長： いろいろとご心配していただいて申し訳ございません。今の契約は、樫原市と吉野広域行政組合が締結をして、期限は令和３年３月31日で切れますので、延長については、吉野広域行政組合が中心となりお願いをしています。

ただ、焼却施設のある地元の地域の住民の皆様や樫原市議会へのご説明が必要であり、現在お話をさせていただいていますが、慎重な部分もある話であると思っています。ある程度結果がでましたら、皆様方にもお話もさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

委 員 長： 自区内処理の原則ということで、なかなか他の地域からのごみをふたつ返事で受け入れるという自治体が無いというふうに聞いております。粘り強く、その辺は交渉していただいて、適宜報告をしていただくということで。町からの回答にさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き、議事の２の吉野町における今後のごみ処理の方法についてということで、今のことと大分かぶってるところはありますが、説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

②吉野町における今後のごみ処理の方法について

事 務 局： 失礼いたします。

それでは、続きまして議事の２番目、吉野町における今後のごみ処理の方法についてということで準備させていただいております資料が、第２回吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会資料 令和２年７月30日（木曜日）と書きました、この冊子でございます。

この冊子の、まず１ページ、２ページの説明を申し上げたいと思います。この１ページにつきましては、まず１番として、現在のごみ処理の方法につきましてはこのフロー図、下のほうのフロー図は、前回の資料に示

しておりましたフロー図でございます。表１のほうは、それを表としてまとめさせていただいたものを一覧にさせていただいております。現在のごみ処理の方法についての確認資料でございます。

２ページ目のほうにわたりますと、今、ご指摘いただいている内容も十分関わってくるお話ですが、将来のごみ処理方法の検討スケジュールということで、図２としてまとめさせていただいております。こちらは今、ご指摘をいただきましたように、委員の皆様方にご心配をいただいている内容になるのですが、再度、時系列にスケジュール的にどういう段取りになるのか。情報の共有と共通の認識を持っていただくための確認事項として図２を整理させていただいております。

今、出ておりますお話と、同じ話になるわけですが、まず、燃えるごみと燃えるごみ以外のごみについて、分割して協議をお願いしたいということで、上下に分けてございます。

まずポイントとしまして、今、ご指摘いただいております令和３年の４月、来年の４月からどうするのかということとなります。特に今、ご指摘いただいた樫原市への処理延長になるのか、ならないのか、その辺が一番のポイントになるということでございます。その次が令和５年４月が想定されます。今現在のさくら広域の予定では、令和５年３月までの予定で施設整備を予定されておりますので、それが予定どおり行われますと、令和５年４月から川上、東吉野がさくら広域に移りまして、吉野町単独でのごみ処理をしなければいけないという状況になります。

そのうち、燃えるごみ、可燃ごみにつきましては、特に吉野三町村クリーンセンターでは焼却はしないという地元協定があることから、吉野三町村クリーンセンターでの焼却は考えられないということになります。令和５年４月以降、吉野三町村クリーンセンターの敷地、焼却棟を整理・解体した後の敷地、あるいは現在のリサイクル・資源化施設、粗大・不燃の処理施設として使っております部分につきましては、吉野町の利用につきましては、吉野町がこういう利用をしたいということが決まれば、川上・東吉野との協議、吉野広域との協議が必要になります。また、吉野三町村クリーンセンターの跡地をこういう使い方で利用してい

きますということにつきまして、地元への説明等も必要となります。

そのターニングポイントとなる令和5年4月を目標として、そこをしっかりと検討しておかなければならない。今現在、樫原市にお願いしておりますのは可燃、燃えるごみだけでございます。今もご指摘いただいたとおり、もう来年4月の話、どうするのやということになります、そのことにつきましては、今、副町長から説明させていただきましたようにしっかりと詰めたいと思っております。目途が立ちましたらまた皆さん方にもお伝えをさせていただくという状況でございます。

さくら広域が稼働する予定の令和5年4月までのごみ処理の取扱いにつきましては、吉野広域として吉野町、東吉野、川上村の3町村が担うということでございます。焼却は、広域行政組合3町村として、樫原へのお願いを継続することを依頼します。その他のごみにつきましては、三町村クリーンセンターでさくら広域稼働までは、吉野広域の事務としてごみ処理を行っていくということでございます。

令和5年4月からは、吉野町の可燃ごみを樫原市が令和5年3月まで、さくら広域稼働まで引き受けてくれるということであれば、5年4月から可燃ごみを吉野町は、新たな方法でやっていかなければならないという状況になります。その方法をこれから検討していくこととなります。次の可燃ごみの処理方法の中でもう一度、今の状況の説明をさせていただきたいと思っております。

それ以外のごみの処理についてどうするのかということについて、三町村クリーンセンターの施設をそのまま利用させていただくのかどうか。あるいは新しい施設ができるのかどうかということも、視点に置くことになります。それも時間的な制約がございまして、ご指摘いただいておりますとおり、令和5年4月のさくら広域稼働までには、吉野町は明確にして、関係機関との協議を進めていかなければいけない。早急に検討すべき事項であるということに、変わりはないということでございます。その状況をもう一度確認いただくために、この図を作成しております。

また、将来の方向として、これは大きな国の方針等にも関わってくるということになりますが、将来的には、先ほどお話ございました、さらなる広域

化、共同処理に参画ということも視野に入れた見通しが必要ではないかということを示しております。こちらにつきましてももっとしっかり取り組むべき、遅いのではないかというご指摘を受けることになりますが、今、現在想定されるごみ処理方法の検討スケジュールということで、説明とさせていただきます。

以上でございます。

委員長： お手元の、処理のあり方検討会資料で説明がございましたけれども、現状どう考えてるかということで、1ページ目に現在のごみ処理の方法ということで、ごみの種類ごとに、どうやってるかということが書いてございました。

具体的には、燃えるごみとそれ以外のごみということで、燃えるごみについてはクリーンセンターかしはらで焼却をしていると。それ以外のごみについては、吉野三町村クリーンセンターに持ち込んで、それぞれ処理をして最終処分をする、あるいは資源回収業者に渡すという状況で進めているということでございます。ですから、燃えるごみ、それ以外のごみという処理方法で大別できるという説明です。

次の2ページですけれども、じゃあスケジュール的にどこまでに何をやらなければいけないのかということをはっきりさせるために、この表を作ったということでございます。先ほども言った燃えるごみ、燃えるごみ以外のごみということで、現在では燃えるごみについては橿原市に処理委託をしていると。それから、燃えるごみ以外のごみについては、吉野三町村クリーンセンターで処理をしていると。

それぞれタイムリミットがあって、燃えるごみについては当面、令和3年3月一杯というのが、今のところの橿原市の処理委託のお約束だということでございます。一方、燃えるごみ以外のごみについては、吉野三町村クリーンセンターの処理というのはさくら広域の新施設が稼動するまで、つまり令和5年3月までという説明でした。

燃えるごみについては、ではその間どうするのかということですが、1つの選択肢としては、令和3年4月からは橿原市の処理委託を継続する、

あるいは新たな方法による処理を開始、することを考えてるということです。燃えるごみ以外のごみについては、令和5年3月まで今のごみ処理を継続して、それ以後は、吉野三町村クリーンセンターを継続使用するか、あるいは新たな方法を採用するかということで、検討を進めていきたいということでございます。さらに言うならば、広域化、共同処理を大きくしていくという動きがあるので、それに参加をしていくということも検討していきたい、ということでございます。

ここの1ページ目、2ページ目の説明について、何かご意見、ご質問ありましたら。どうぞ。

委 員： 前回の会議で、さくら広域行政組合に戻るのはもう無理という話だったのに今の話ではさくら広域行政組合の稼働と何か関係があるのですか。

委 員 長： 説明してもらえますか。

事 務 局： さくら広域行政組合の稼働が何に影響するのかを申し上げます。さくら広域が稼働するまでは、吉野と川上と東吉野が一緒にごみ処理を継続します。稼働までは、この3町村が一緒にごみ処理をします。今、可燃のごみは樫原に委託しておりますが、それ以外のごみは、この3町村のごみを吉野三町村クリーンセンターで処理しております。

さくら広域稼働後に、さくら広域でのごみ処理に移動するのは川上と東吉野村となります。吉野町はさくら広域から脱退をしましたので、一緒には行動できないということになりますので、単独で自分とこのごみをどうするか検討しなければならないこととなります。今現在、吉野町の状況はさくら広域から脱退を表明して、戻れない状況であると考えられますので、単独での処理が必要です。その移行時期が、さくら広域稼働がターニングポイントになります。今現在の予定では、令和5年3月施設完成をさくら広域が目指しております。場合によったらこの時期が、工事の遅れによってずれ込むかも分かりませんが、東吉野と川上と吉野が一緒にさくら広域稼働まではごみ処理をするということについては変

わりがないということでございます。

委 員： 先ほどから、いろいろ説明もいただきました。当然、日にちがないということはそのとおりでございまして、今ここに至ってこういう議論をするということは、非常に出遅れであるということでございます。

それで行政側におきまして、今まで中竜門地区でもいろいろ説明もあったのですが、何か僕にしたら、行政側で副案がもう既にできてるのではないかなと察するところもあります。先ほどからも話がありましたように、広域のほうへお願いするということにおきまして、これもちまたで聞く話では、もう既にやまと広域のほうでお願いをするというような話に決まっているようだと聞きます。これも町内の有力な方が立会いの下で決められたというようなことも聞いているのですが。

こういう何十億というような大きな事業でございますので、そう簡単に2年、3年でできるものではございません。それで、何か副案があってもおかしくないと思うのですが、行政側その辺はどうですか。

委 員 長： いかがでしょうか。

副 町 長： 行政側は基本的に、このあり方検討委員会の中で協議をしていただいた内容を町長に提案していただき、町長がその提案内容について、総合的に判断をして、一般廃棄物の処理基本計画の中に入れ込んで進めさせていただくと考えております。

あと、先ほどおっしゃっていただいたように、組織としては、やまと広域環境衛生事務組合であったり、その前にもいろいろご質問いただきました、桜井市、樫原市、東宇陀環境衛生組合などの自治体や組合がございしますが、担当の方からも説明がありましたように、ただ、どこにどういう形で行くのかというのにはパターンがあると思います。まず、やまと広域であれば、既にできて稼動してるところに、吉野町が組合に加入をさせていただくということになれば当然、私どもの議会の承認も要りますし、田原本町、御所市、五條市の議会の承認や施設周辺の住民の

方々の承認も必要になってきます。あと、それ以外のところについては、
樺原市、桜井市等との新たな組合設立となれば、新たに一から協議会を
立ち上げてということになります。ただ、現在のところは、委員さんの
方からご指摘をいただいたようなお話はないというのが事実でございます。

委 員：　　今は全く白紙という説明かと思うのですが、このプランとして5つぐ
らいのプランがあると思うのです。これだけの費用がかさむような事業
であり、そしてまた相手方がある事業にもかかわらず、来年3月までと
いうことは可能ですか。可能やから、こうした会議を開いてると思うの
ですが、その辺が実に不安に思いますが、いかがですか。

副 町 長：　　一般廃棄物のごみ処理につきましては、前回のあり方検討委員会の中
でもお話もさせていただきましたが、自治体から出たごみについては、そ
の自治体で処理をするというのが基本的なルールということになってい
ます。ただ、特例的に廃棄物処理法の中では他の自治体で処理すること
が臨時的に認められていますが、このあり方検討委員会の中で、経済的、
環境的そして実現可能性という3点について、いろいろご説明をさせて
いただいた中で、皆様方で決定していただくということになってくるか
と思います。

ごみ処理については、町民の皆様の生活に密着している課題であります
ので、その辺の部分については近隣自治体の状況も確認しながら、町と
して短期的、中長期的スタンスに立ち、考えていくべきものであると思
っています。

委 員 長：　　時間もあることですので、それまでにやっていかなければいけないの
ですが。一応、令和3年4月と令和5年4月にタイムのスケジュール上、
ターニングポイントがここにあると考えていかなければいけないので、
委員さんのご指摘のように、令和3年4月とか非常に時間がないので、
町のほうもしっかり取り組んでいただけたらと思います。

委 員： 本当に３月31日までにその結論が出て、実行に移せますか。これ自信ありますか。

委 員： そのとおりや。

委 員： 仮に樫原断られたら、次どうするという案、提示できるような案を何か持っているのですか。先ほどの話も、副案という格好にはなるけども、樫原に断られたらどうしますか。次、副案とは言わないけど、二股かけとる言ったらおかしいですが、前向きに次のことも検討していくべきでは。

委 員 長： 事務局から、副案として３ページ以降の説明をしたい事前に聞いておりましたので、できましたら、３ページ以降のことを少しお願いします。これは前回の委員会でも出てたとは思いますが、説明していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

③可燃ごみの処理方法について

事 務 局： それでは、議事の３番目になりますが、可燃ごみの処理方法について説明させていただきます。こちらも前回の委員会の再提示ということになります。もう少し詳しく今の状況をご説明していただけたらと考えております。特に、今、ご指摘をいただいております期限の問題については非常に難しい問題で、どうするのかということが非常にせっぱ詰まった課題であるわけですが、現状の説明をさせていただきまして、取り得るべき方策をご検討いただけたらと考えております。

ごみ処理全般、施設全般についてそうなんです。基本的な考え方としては、ごみを安全かつ安定的に処理しなければならないというのが最優先すべき事項となるということで、この資料の提示をさせていただいております。A 3 の表 2 という、可燃ごみの処理方法の再提示（第 1 回委員会資料に加筆）という資料を基に現在の状況の説明をさせていた

できます。

先ず、適切な環境保全対策が必要ということで、環境的側面がどうかという項目を1つ設けさせていただいております。また、経済性に優れた施設というのも目指すべき方向ですので、経済的側面についてどうであるのかという参考事項を表示させていただいております。それらを踏まえて実現可能性、課題を提示しています。課題も含まれた実現可能性ということになりますが、その整理をこの2つのところでさせていただいて、最後に、今現在の状況で考えられるところを考察としまして表示させていただいてるという大きな構成になります。

まず項目としましては、前回の委員会で提示させていただいておりますとおり、町単独での新施設整備ということで、新たにごみ焼却処理施設をつくる場合。次にトンネルコンポストの施設、先ほど申し上げましたようになかなか難しい課題を含んでおりますが、これを導入する場合の想定事項。次に、県外の民間処理業者にごみ処理、可燃ごみの委託をする場合。次に、今、櫃原市に焼却を委託しておりますが、櫃原市を含めて、あるいはその他、先ほどのやまと、あるいはよその自治体への依頼をする場合を想定した考え方。また最後に、新たな広域・共同処理の検討としてはどういうことが考えられるのかという案を、この表では示させていただいております。

まず、環境的側面につきましては、それぞれの施設についての環境負荷の表示をさせていただいてるところですが、留意すべき事項としましては、生活環境への影響を最大限配慮しまして、環境基準をクリアした最新の施設を目指すということが、まず1つの留意事項になります。もう一つの留意事項としましては、施設の安全性等につきまして住民に対する十分な説明を行い、理解を得ることが必要ということで、この環境面につきましては当然、環境基準をクリアした施設をつくるということは当たり前のこととございますし、そのことについて住民の理解を得られるよう、十分な説明が必要ということになります。

経済的側面につきましては、前回の資料の最終ページのところで細かく表示をさせていただいてるところですが、ポイントとなるところをピッ

クアップさせていただきまして、表示をしております。吉野町の可燃ごみ量を令和5年度の想定としまして日量6トン、年間処理量が1,500トンという推定の下に初期投資の施設整備をした場合の、初期投資の金額を表示させていただいてるのと、運営管理、年間どれぐらいの費用が運営管理の費用として要って、20年間でこれだけの費用が想定されますという、費用面での想定事項を表示させていただいております。

単独でごみ処理施設を整備するということになりますと、吉野町レベルの施設整備を行っても国の交付金は見込めないというのが、単独で焼却施設を行うときの考え方としてございます。また、トンネルコンポストにつきましては国の交付金制度による交付金が見込めるということになりますが、運営の面で課題があります。現在運営をされております三豊市は民設民営ということで施設整備がされてますが、吉野町のごみ処理量で民設民営は無理ということで、公設で処理を民営委託すると、処理に要する経費、民間へ委託する経費が、相当な金額が想定されることになります。この2つを比べますと、運営管理面でほぼ同額、20年間総額で30億円、31億3,000万という、ほぼ同額の金額が必要となります。

続きまして、よそへ処理委託をする場合の方法として、今想定される、考えられる事項としましては、県外の民間処理業者にお問い合わせということが1つ考えられます。また、先ほどからもご指摘もいただいておりますように、他の自治体への委託を継続するというのも、また新たな委託先を見つけるということも選択肢の1つではあります。一般的には、県外の処理業者へ持っていくときに、経済的な搬出という考えも入れますと、10トン車で運ぶことが効率的なことから、県外の施設へ持っていく場合には中継施設の整備が効果的であるということを基に、初期投資の金額をはじき出しております。

それから、他の自治体へ持っていく時にも、中継施設を整備して持っていくという取扱いをされているところが多い状況があります。例えば、五條、田原本も中継施設を整備されて、御所市へ持っていかれている。新たに今、山辺・県北西部で、天理のほうで施設整備が考えられておりますが、そちらに持っていく構成町村も中継施設の整備を考えられ

ているということで、よそへの処理委託をする場合には、中継施設の整備というのが方策として用いられるケースが一般的ということで、こちらでも中継施設を整備した場合の初期投資額を表示させていただいてます。

また、そのときの費用ですが、運営管理の費用につきましては、持っていくための委託費用と通常の運営経費を合わせました費用を、積算した金額を書かせていただいております。民間へ持っていく場合は、今想定されるのは、下のほうにも書いておりますが、三重県内でそういった業者がございまして、もしそちらに持っていく場合には運搬費用もかかりますので、他の県内の自治体、近隣の自治体に持っていくよりは経費が、運営管理の費用がかかるということになります。その費用が、ここに表示させていただいておりますように、民間処理業者に委託の場合の20年間の運営管理経費が27億8,000万、もし他の自治体に引き受けていただけて、今並みの経費で受けていただけると仮定すると、22億3,000万の運営管理費用が要するというところでございます。

次の広域・共同処理の検討のところは、これはあくまでも案でございすけれども、もし、その広域の目指すところの施設、仮に200トン施設、リサイクル施設を70トンと仮定しまして、そういった施設をつくった場合に、どれぐらいの費用負担になるのかということで初期投資の金額、あるいは運営管理の金額を表示させていただいてるところでございます。

経済的な側面で言いますと、広域・共同処理でやる場合が、運営管理費用が一番安くつくわけでございます。その他の自治体に受けてもらえる場合も、その他の方法と比べまして安くつくという側面がございまして。

その下には実現可能性、あるいは課題ということで表示をさせていただいております。今現在の町の状況を踏まえて、一番左端のごみ焼却処理施設を単独でつくるということになりますと、新たな焼却施設の候補地の確保、建設地の確保ということについて準備できるのかどうかということが大きな課題、あるいは、建設することについての地元住民の理解が得られるのかというのが最大の課題になると考えられます。また、付随してその施設整備までには、それ相当の期間が必要というような課題

がございます。

また、トンネルコンポスト施設につきましては、先ほど。

委 員： その説明はええけど。

事 務 局： はい。

委 員： トンネルコンポストは議会でも否定的であるし、始めの町単独事業に
ついても、土地確保もしてないし、出来ないなら再度の説明は要らない。
何回も説明を聞いていたら、話をする時間がなくなるではないか。聞いて
てもしょうがない。もう説明は要らないのでは。

委 員 長： 省略できるところは省略していただいて、かいつまんで説明してくだ
さい。

事 務 局： はい、分かりました。省略して簡略な説明をさせていただきたいと思
います。

民間処理業者につきましては、中継施設の建設が運ぶために効果的とい
うことで、その建設、積替え施設の確保が必要ということになります。
その施設の建設に時間がかかりますが、暫定的な積替え施設を使用する
ことによりまして、持っていけるのではないかというふうに考えるところ
でございます。

また、下のほうにも表示させていただいておりますが、斑鳩町あるいは
上牧町におきまして、三重県内の民間処理業者への委託をされてお
ります。斑鳩町におきましては、奈良市を中心とした県北部地域のご
み処理勉強会に参加されておりますが、そこでの協議がまとまるまでの
間、三重県内の民間処理業者へ、今現在運ばれています。上牧町におき
ましては、山辺・県北西部地域の一部事務組合に入られ施設整備を目指
されておりますが、それまでの間、三重県内の民間処理業者へ可燃物の
処理委託をされてるという状況がございます。

斑鳩町、上牧町ともに今現在そういった形で、三重県内の民間処理業者への委託をされております。安定的に、安全に処理しているという実績があるということで、特にこの方法につきまして、問題なく運用されているという例を示させていただいております。

また、他の自治体への委託につきましては、基本的な考え方として、緊急時あるいは非常時の暫定的な処理委託、お互いに相互扶助の観点からやむを得ない、暫定的な措置として受け入れていただく場合があるというのが、通常の場合でございます。橿原市も当初はさくら広域稼働までの間の暫定的な措置としまして、さくら広域稼働が令和3年の3月までという当初予定の下に、一旦契約が結ばれていたという流れでございます。

恒久的に受け入れていただくというようなお願いをするためには、その施設を整備するためのイニシャルコストがかかっておりますので、それに対する負担であるとか、関係議会とか地元自治会等の承認が条件として想定されます。そういったことをクリアすれば、他の自治体への委託も可能性はあるということになりますが、恒久的な処理委託について、他の自治体との協議を成立させるための期間は相当必要ではないかと考えるところでございます。

また、最後に掲げております新たな広域・共同処理の検討、こちらはあくまでも案となりますけれども、これは先ほどの広域化の動きの中で説明させていただいたように、新たな広域・共同処理の検討を大きく将来的な目標として掲げて、暫定的な処理方法を現実に取りられている自治体があるという状況でございます。

ここで、大きくこの5つの処理の中身を示させていただいておりますが、今、吉野町がおかれている現状を踏まえましたが、今、仮に橿原が令和5年3月まで認めていただけましたとしましても、それ以後5年4月からのごみ処理を実現させるための一番可能性の高い方法としましては、暫定的な措置でということにはなるわけですが、民間処理業者に持っていく方法で、それに向けての方策を検討するのが一番妥当ではないのかなというのが、この事務局案の提示でございます。

委員長： 今、5案出て、新施設の整備というのは、これは否定されているということで、処理委託か、新たな広域・共同処理の検討かということですが、広域・共同処理は相手のあることで動きが取れないということでございます。民間処理、もしくは現在の他自治体に委託している状況をそのまま継続するということですが、他自治体については暫定的な処理で、未来永劫できるものではないと、当面取り得る施策としては、民間処理業者に委託をすることだと、それについては斑鳩町や上牧町においても処理委託がされており、順調に処理が行われているという、そういう説明でした。

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員： 何回もすみません。表2の2-1民間処理業者の項目で、実現可能性が高く暫定的な処理として最適という文句がありますが、この文句が樫原との話から遠ざけているのと違いますか。

委員長： いかがでしょうか。民間業者に委託することが最適だということを言い切っているけれど、それは樫原に対する働きかけを免除するものに取り入れるのではないかと、そういうご質問です。

委員： 民間処理業者に委託することが最適と、ここでこういう文章書いてあったら、これで決まりというような考え方に取られる。私の考えでは、これがあるから、樫原の3月31日までがあったとしても、あんまり気にしてないととらえられることがあると思うのですが、どんなものですか。

副町長： ありがとうございます。ごみ処理方法については、短期的な話と中長期的な話があると思います。今現在は樫原市のほうに令和3年3月31日までにはお願いはしていますが、それ以後については、先ほどもお話をさせていただいたと思います。それを前提の上で、中長期的にどうしていくのかという部分を考えた時に、県外の民間処理業者ということで考えていくの

も良いのかと思ってます。ただ、樫原市の状況もございますので、その辺も含めて、最適という言葉はありますが、基本的には、まず樫原のほうで今お世話になってますので、その辺の部分を重点的に考えさせていただき、次にこの民間処理業者という形で解釈をしていただけたらと思います。

委 員： そうしたら、長い目で見ていった場合に、例えば民間でしたら、今年は100万円で済んだけども、来年になったら120万、150万となる。10年後やったら200万、300万となる。万が一潰れるという可能性は十分考えられます。長期的に見た場合の対策が何か1ついるのでは。5年の契約や10年の契約をするなど。そういうことを一切クリアしているということならいいけれども。単年度で契約していった場合、物価高騰などを理由に今年は100万円やけど、来年は120万にしてや、5,000万なら5,500万にしてや、6,000万にしてやという可能性もなきにしもあらず。最適ですということなら、5年、10年の長期的にこれだけしか払わないとか、自分とこの会社が潰れたら、後はちゃんとしてやという話までしてもらえるとこの覚悟はあるわけですね。

副 町 長： 今考えている、県外の業者は三重県の業者で、事業規模も大きく、他の自治体からも受け入れをしている実績があります。ただ、相手方との交渉についてはこれからになりますが、最終的に方針が決まりましたら、中長期的な契約であったり、単年度契約で覚書をしたりとか、契約の仕方については相手方と十分協議をして、契約をしなければならないと考えています。

委 員： 何回もすみません。私個人としては、先に樫原で結論出して、そして県外を考えてもらうのならいいと思うのです。近くのところがだめだったから、県外業者へ行くわという安易な気持ちじゃなしに、樫原にここまでお願いしたけれども、どうしてもだめだった場合に、例えば県外へ行くとか、やまとへ行くとか、宇陀へ行くとかいうのやったらいいけれども。樫原に対して、どれだけ骨折っても、日参しても、ここまでやっ

てもあきませんでしたという報告でもこの場でいただいたら、納得もすると思うのですが。もっと樫原に対して汗を流してほしいなと、それであかんかった場合に県外へ行ってほしいなと思います。県外へ行くのに、例えば100キロ、200キロあるのか分からないけど、そうなれば、その施設も見学にも行きたいし、道順はどういう道順で行くのか、業者が三重県のそこまで行くのに、2時間も3時間もかかるようなところへ週に1回、2回でも行ったら大変な重労働となるし、燃料費や交通事故等、いろいろなことを踏まえたら樫原が私は最適やと思っています。どうしても樫原がだめな場合にその代わりとして、やまとや距離的には宇陀もあると思うので、そのお願いを先にしてもらってから、県外の業者をお願いするというのであれば、ここで報告、納得のいく説明をしてもらったらいいいと思いますが、樫原だめだったら、すぐ県外の業者行くというのはちょっとどうかと。

委員長： いかがでしょうかね。この文章の書き方は、樫原市に頑張ってやりますが、駄目だった場合は、その事前の策として民間業者をお願いをします。樫原市に断られたら、バックアップを持ってないと心配でできないですよね。だから、その民間業者を入れるということについては、やむを得ないけれども、とにかく樫原市に対して、もう少し頑張って交渉してくださいよというようなことが分かる文書にしたらいかがでしょうか。どうでしょう。

委員： そしたら、実行してもらわなあかんですよ。

委員長： はい。

副委員長： すみません。私は、副委員長の立場ですので、委員長と同じように、場をまとめていかなければならない立場ですが、今の事務局の提示案ですが、この委員会が4回ですか。

事務局：4 回です。

副委員長：2 回目から、もう結論めいた事務局案が出てくるというのは、ちょっと乱暴かなという気がしないでもないですが。でも、たたき台がないと我々委員も、どうやって詰めをしていくのかということになってくるかと思うので、これはこれでいいのかなと思うのですが。

今現実として、吉野町の可燃ごみは樫原市さんにお世話になっているわけで、樫原市さんに最善の、お礼も含めて吉野町の誠意を示さないといけないと思うのです。委員さんからも言われましたが、それが第一やと思います。安易に県外の業者であるとか、あるいはやまとのほうへ行くんやとか、そういうことじゃなしに、今まで東吉野、川上、吉野町も含めて、3 町村で樫原市さんのほうにお世話になっとるのですから。令和 5 年 3 月末に大淀町にできるさくら広域が完成したら、東吉野、川上村は抜けるということですが、吉野町はそこを脱退したわけですから。現実を見たら、やっぱり樫原市さんに何とかお願いできませんかという低姿勢が当然、必要であると思います。

これからの交渉は非常に、人対人で難しいかと思うのですが、目いっぱい吉野町として令和 5 年 3 月以降、東吉野と川上は抜けますが、吉野町をお願いしますということを精神誠意やっていただくのが、今のこの表から読み取れる案かなというのが私の意見です。むしろ、三重県の業者はもう最後の案というようなことで、案の提示だったのと違うのかなと思います。もうこれがベストやと言われたら、我々検討委員は何を検討するのかということになりかねませんので。

1 つ、ごみの話ですけども。斑鳩町のほうへ、私も 1 回視察に行かせてもらう中で、当時の向こうの副町長さんが、吉野は田んぼや畑いっぱいあるじゃないですかと、田んぼや畑に生ごみを、自前の家から出た生ごみを埋めるような活動はどれくらいされてますかと、そういうようなことをおっしゃられました。確かに生ごみを減らしたら、ごみの量も減ってくるというのが現実の話となります。

もちろん、そういうことができない方もいらっしゃるかと思うのですが、

吉野の田畑もかなり空いてきてるので、吉野町として環境として、そういうPR活動などを、どんどん住民の皆さんに実施していってもらうというようなことも、せっかく皆さん寄っていただいた検討委員会なので、そういうことも検討委員会のまとめの中の端くれでもいいので、書いてほしいなと私は思いました。

副町長： ありがとうございます。

先ほども委員長からおっしゃっていただいております、今、副委員長からもおっしゃっていただいておりますが、私どもは今、樫原市さんのほうにお願いしているという段階で、令和3年3月31日以降についてもお願いをしていますということでございます。ある時期が来ましたら、またお話もさせていただきたい。まず樫原市というのは当然、今もお世話になってますので、当然の話だと思っています。

もし駄目な場合とか将来的なこと、基本的には、ごみ処理というのは発生した市町村で処理するというのが基本的なルールになってますので、持ち込みをさせていただくことに対しての、いろんな協力もさせていただく部分があります。そういった意味での民間ということで、書かせていただいたということです。その辺の部分については補足として、ご了承いただきたいと思います。

あともう一つ、資料の最後のところに1枚添付させていただいておりますが、これは民間業者による提案ということで添付させていただいております。これにつきましては、第1回の検討委員会時にも、皆様方には参考ということで添付をさせていただきました。今回の会議の中の冒頭で、第1回あり方検討委員会でのご質問内容の再説明事項ということで、民間事業者参入について、ご説明をさせていただきました。

実は民間業者から再度挨拶がありました。このことについて、町長は情報を共有ということで、行政が持っている情報は全て出していこうということで、皆様方に説明をさせていただく必要があるとの考えです。ただ、どこにするかとかどんな形にするかという提案は一切無く、挨拶だけであつたとのことでした。

民間参入につきましては昨年から、行政からの説明責任が不足して、いろんな情報が錯綜し、皆様にご迷惑かけたました。第1回の時にも、参考として上げさせていただきましたが、再度今回も添付させていただいたのは、そういう事情があったからです。民間参入については、用地の確保であったり、地域の皆さんの同意であったり等、特に実現可能性について非常に厳しい部分があるのかなということで、第1回検討委員会の時にもお話をさせていただきました。

皆様方との情報共有ということで、あえて民間参入について再度上げさせていただきましたが、これを検討するのか、検討するに値しないのか協議をしていただき、きちっと整理させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長：先ほど副委員長からご指摘ありましたが、やはり樫原市にお願いするにしろ、民間事業者にお願いするにしろ、やっぱりごみを減量して委託料を減らすという努力をやっていかなければいけないのかなと思いますので、そうした肥料化だけではないと思いますが、ごみ減量の方策も、その辺も、このあり方検討会の提案として乗せられるような方向で検討したいと思ってます。

今、副町長さんから話がありました民間業者の件ですけれども、とりあえず結論を出してもらえないかという議論でございます。実現可能性という点で非常に住民の理解と同意、それから手続的な問題、これからいうと、タイムスケジュールに乗ってこないんじゃないかということで、とりあえず検討の中身から外したいというご意向でございます。

何かご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願い致します。

委員：樫原は今どこまで進んでいますか。副町長が2回も3回も行って、それで部長とか課長にここまで話をして、例えば住民の集い、集まりの手はずもしてもらうように話をしているとか、現実にはどんな状況なのか。

副 町 長： 月 1 回か 2 回は行かせていただき今の現状、例えばあり方検討委員会のお話も、樫原市さんにある程度説明をさせていただいています。ただあくまでも、先ほどから言わせていただいたように、ごみ処理については発生させた自治体が処理するというのが基本であり、吉野町は、樫原市に本当にお世話になってるということでございますので、樫原市のごみ処理施設があります周辺の住民の皆さん、議会の皆さん、もちろん市長さんにも、手順を踏んでご説明をさせていただきながらお願いをさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員： だから、今、どこまでの手順で行っているのか聞いているのです。

副 町 長： まず、樫原市さんが周辺地域の住民の皆さんへのご説明はさせていただいていると聞いており、その後、議員さんにも説明をしていただけると聞いています。ある程度引き続き処理をしていただけることが決まりましたら、あり方検討委員会の中でもお話もさせていただきたいと思います。

委 員： この委員会は 4 回の計画やから、あと 2 回ですね。その 2 回で、副町長さんがおっしゃるように、樫原もここまで行ってるけど、もうちょっと時間がかかるとか。そういう目安でも何かがあって、ここで報告してもらえるのだったら、私らの任期で大体のめどが分かるけども。

今日でも、2 時間の内 1 時間が事務局の説明でもう終わるわけですよ。だから、質疑応答の時間が本当にないんです。もう 4 時になったら、これ終わるわけですよ、大体ね。そしたら、果たしてこの実入りがどこまであったのかなというのが、せっかく委員長らも遠いところから来てもらって、実入りがどこまであったのかなと思うのです。

私らも、もう 1 週間、2 週間前から今日はこれあるからこういう説明聞いて、前へ進みたいなというのは、もう毎晩のように思っています。だからと言って、なかなか前へ進めへんやろし一番難しい問題と思っています。しかし、一応 3 月 31 日までと日にちが決まっているから、本当に

どうなるのかなと不安でいっぱいです。

言葉使いがきついかどうか分かりませんが、本当に3月31日でけりがついて、ちゃんと吉野町のごみ、焼却できるのかなと。さっき言ったように、最悪、県外へ行ったらええわとか言うていったら、前回も言ったように、結論ありきですかという感じに受け取ってしょうがないんですよ。もう少し努力してもらって、やってほしいなと。してないとは言いませんが、成果がここまで出てきました。次回に、ひょっとしたら3月31日オーケーなるかも分かりませんというような見通しができるような話をしてくれたら一番いいねけども。そこまで、次の10月ですか、そこまでに何かええ返事を、橿原市からいい返事を聞くのを期待しておりますので、よろしくお願いします。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： すみません。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 最後、副町長さんからの民間参入について結論を出してもらえないかということの前に、ちょっと元へ戻るのですが、2-1の民間処理業者、県外ですね、この中の考察。この方法では、県内でも斑鳩町、上牧町において云々ございますが、教えてほしいのですが。これについて、これ三重県ですから、三重中央開発と思うのですが、そこへ行くのには、吉野町は今後こういう方向で行きますからお願いしますとか、そういうのが要るんですか。ただもう、お金払うから行くと、そういうことですか。

副町長： 基本的に、私どものごみが三重県内の市町村のほうに工場がある場所で処理をお願いする場合は、今後のごみ処理の方向性を説明した上で、その自治体のほうにまずお願いに行き、私どもの出たごみをこの民間企業で処理をしていただきたいということで、許可をいただくという

のがまず大前提になってくると思います。

委 員： ということは、方針を出さないといけませんよね。ここにごみ処理が決まったから、自治体をお願いしたいと、ほんで会社へ行くと、そういう段取りですか。

副 町 長： このあり方検討委員会の中で審議していただいた内容を、町長に提案をしていただいき、町は、一般廃棄物処理基本計画に、現在は樫原市にお願いしていますが、中長期的な方針として書き込んでいかなければなりません。その場合民間委託ということになりましたら、業者だけでなく自治体にもお願いすることになります。

委 員： ちょっと私も教えてほしいのですが、民間業者に委託する場合と、他自治体に可燃物をお願いする場合ですが、今、樫原市のほうへは4,650万ですね。そして、民間業者に委託する一般可燃物のほうは7,400万ほど、3,000万ほど違うと思います。そして不燃物、可燃物以外は大体6,500万ずつの費用かと思うんです。そこで、可燃物のほうだけを行政側に、自治体のほうをお願いするということも可能ですか。

副 町 長： 民間に委託する場合は、可燃物とそれ以外に分けて委託することになると思います。まず、可燃物については、今、樫原のほうをお願いをしています。それがもしということであれば、次は民間業者ということになってきます。あと不燃物であったり、リサイクルごみであったり、粗大ごみも民間業者は可能だと思いますが、先ほどの事務局の説明にもあったと思いますが、令和5年3月31日の時点でさくら広域の処理施設が竣工できましたら、可燃物だけでなく不燃物、リサイクルごみ、粗大ごみについても川上村、東吉野は新しい処理施設で処理を行うことになります。あと、吉野町としては、吉野広域の施設を再度使わせていただくのか、あるいは全く民間に委託するのかというのは、これからの選択になってくると思います。

そういった意味で、吉野広域行政組合での行政運営等について協議する

組織として、推進会議があり、その中で吉野広域行政組合の持っている財産やごみ処理以外に組合で運営していますさくら苑、吉野斎場、戸籍の電算化業務等の令和5年以降のあり方について検討をしています。そして、特に可燃物以外のごみ処理施設について、土地については借地になっている部分もありますので、それを今後どうしていくのかという事を、検討させていただいています。できれば、この部分で可燃物以外が利用できたらいいのかなと思っていますが、それは3町の中での話合いということになってきます。

委員長： どちらにしろ、タイムリミットのある話なので、代替案を幾つか持っていないと先へ進めないことになりますので、とりあえず樫原市にお願いをするということと、並行して、事業者さんに出すという方法を取っていかざるを得ないかなと思います。ただ、その時にごみを減量して、なるべく委託料を減らすという努力もしていかないといけないし、先ほどありましたように、将来的に同じ金額で受けてくれるのかという問題もあるので、その辺はきちっと今後、整理をしていかないといけないと思います。

それで先ほど出た、民間業者が処理施設をつくるという話ですけども、1つは住民同意がなかなか得られないということと、それからやはりタイムスケジュール的にちょっと間に合いそうもないということで、今回の検討の対象からは外したいと。もちろん、事業者ですから営業活動には来るとは思いますが、少なくともこの委員会の検討対象から外したいというふうに考えますけど、よろしいですか。

委員： ちょっとよろしいですか。

委員長： はい。

委員： 今、樫原市のごみの受入れが3月までというのはよく分かりますけど、今、取り急ぎという話で、さくら組合の完成が令和5年の予定なので、

それまで、吉野は足並みそろえて、そこまで待ってもらおうというような町の考え方ですね。それより、川上、東吉野は、その時点でさくらができるから、そこでもう組合は抜けると。吉野町はすったもんだ言って、終点がないわけですね。今の状態では。また、橿原市が受けてくれるかどうかというのは非常に難しいと。

その中長期的な話で、どういうふうな方向でするのかということで、町の言うのは三重中央に出すというのが一番手っ取り早い、商売人に出すのが一番手っ取り早い方法か分かりませんが、本当に住民が喜んでくれる、一番得する方法を、2回、3回では無理なんかどうか分かりませんが、その辺はじっくり考えて、方向性を出しては。今、令和3年というのは、応急的な話で橿原市に頼んで、それでだめな場合は、三重中央へ外注するというのも一つの手か分からないけれども、中期長期的な話で検討していったらどうかなというように思いますが。民間委託でこんなことやこんなや、選挙でこう議論になっとなったわけですが、それは政治の話であって、我々町民には関係のない話なので。

これから、人口が7,000人が5,000人に少なくなっていく中で、費用が圧縮できないと、恐らく、住民サービスがだんだん低下してくるだろうと思うし、どうにかお金の要らない方法を編み出していくのも、これから30年先の吉野町がよくなっていく一つじゃないかなというように思います。どこか2、3か所とか5か所の候補地、何ぼ、3,000坪か、それぐらいの土地を、候補地を出して一遍努力していただくというのも、1年かかって探すのも、1つの手じゃないかなと思います。駄目やから駄目、もう無理、もう難しい、駄目や駄目や言うけども、うんと言う人も出てくるかも分かんし、そういう自治体も出てくるか分かんし、一遍努力してもらうのも手じゃないかなというように思います。

委員長：　　いかがでしょうか。

委員：　　続いて、悪いです。今奈良県で23施設あります、令和5年に15施設になり、その中に吉野も入れる可能性は十分あるわけですか。令和5年に2

3施設が15施設になって、桜井とか宇陀とか、そちらへ吉野も入れてもらえるという可能性はないのですか。

副 町 長： 先ほどご説明もさせていただいたと思いますが、桜井市であったり橿原市であったり、あと宇陀市であったり、既存の施設の中でかなり老朽化している施設もありますので再度、何年か先にごみ処理施設を新設したいという場合は、協議会の中に吉野町が入ることも可能だと思います。ただ、委託する場合については、周辺住民の皆様への説明や議会での承認も必要になってくると思いますので、その辺のところは、いろんな流れの中で、将来的にはどういう状態になるかというのは、今のところは不透明な部分もございます。その辺は流動的な部分があるということを踏まえて、ただ、確定的にこれでしますというのは、今のところは分からないというのが現状だと思います。

委 員： そうしたら、最悪、吉野町がある限り永久的に民間委託ですか。

この令和5年の15施設、この中に入りますとか入れてもらいますとか、そういう話は全然ありませんのか。

副 町 長： 今のところは、どこかの既存の一部事務組合であったり、市の単独の処理施設であったりということに対して、組合員あるいは構成員として入らせていただくというお話はありません。

委 員： だから、この23施設は古なってくるので、耐用年数の関係から令和5年の15施設に1回、組み直そかというて15施設になるわけですよ。そして、ここへ入れなかったら、もう吉野町のごみは三重県に永久的に行くような感じになりますよね。

副 町 長： だからそこは、既存の一部事務組合や単独自治体のごみ処理施設について、かなり老朽化してるところもあるとは聞いてますので、再度、焼却施設をつくるとなれば、構成自治体が多ければ多いほど負担も少なくなり

ますので、将来そういう話が出てくれば当然そこに参入することも可能だと思っています。

委 員： 可能になってくるわけですね。

副 町 長： 状況になった場合は。

委 員 長： とりあえず先ほど副町長が説明されたけど、短期的な問題と中長期的な問題ということを考えて、短期的には委託処理をせざるを得ないと、中長期的には、他のいわゆる広域の中に入っていくということも検討しながら働きかけをしていくんだと、そういう説明だったと思うんですよ。ですから、今すぐ結論を出せということはなかなか、相手のあることだから難しいと思うので、とりあえずは、中長期的にはさらなる広域化、共同処理を目指していくんだということで説明があって、それについて、ここである程度いいという方向になれば、最終的な報告書の中にまとめていきたいということになるかと思います。

委 員： すみません。令和5年から、不燃物は今クリーンセンターを使うか使わないかというのは決まってないのですか。

事 務 局： まだ決まっていません。

委 員： クリーンセンターを使うのであれば、志賀とか立野とか千股とか、今まで同意をもらっところとに続いて同意が要るのか。そういう方向性は何かありますか。

副 町 長： 先ほどもご説明させていただいたと思いますが、令和5年3月で川上村、東吉野村はさくら広域へ行きますと。それ以降吉野町として可燃物はどうしますかという話、もう一つは不燃物、リサイクル、粗大ごみをどうしますかという話があります。その辺の部分は、吉野広域行政組合を構成

している組長、副長で組織されている推進会議で、組合組織を残すのか、可燃物処理以外の施設をどうするのか等、協議を始めさせていただいたので、町としては、そこで協議し承諾を得た上で方向性をきちっと出していきたいと思っています。期限が令和５年３月なので、それまでには出さなければならないかと思っています。

委 員： はい、分かりました。

委 員 長： 令和３年と５年というところにタイムリミットがあるので、そこまでの。

委 員： 委員長。

委 員 長： はい。

委 員： 先ほど、委員さんが意見をおっしゃいました、手を挙げるところあるんじゃないかと。3,000坪があればと。そういう考えは皆さんどうですか私も初回のときに、公募をするのですかって聞いたんですが、それは委員さんにお任せしますという返事をいただきました。だから、その議論をしてもいいんじゃないですかね。

委 員： 20年で20億のお金もうけに町はなるのだから、町の職員さんは何か所か当たって努力するのも１つの手やないかという話です。僕の思いですよ。外注やったら正味持っていけるからという話で。

これからもきれいな環境でおりたいというのはよく分かります。きれいな環境でおりたいけど、お金払うんは要らんというのは、どちらも無理ですよ。そしたら、やっぱり痛み分けというところで、どこかに作っていくのも１つの手じゃないか。年間１億円の金が浮くねからという話で。その辺を町の職員さんで一度、副町長も検討していただいて、民間がどんな条件出しているのか、その民間企業も大きい会社やと思うので

すが。

副 町 長： 今、私の方から、民間参入ということで業者が挨拶に来たいうことを、あえて出させていただきました。それは町が持つてゐる情報は全て公開をする必要があるとの考えで、あえて言わせていただきました。ただ、方向性については、このあり方検討委員会の中で出していただき、それを町長に提案をしていただくというのが基本的なスタンスと考えています。そこに行政が入ってどうしますというのは、検討委員会の設置の趣旨からできないと思います。

委 員： いや、その民間の条件が、土地だけまわりしてくれと。3,000坪まわりしてくれて地元協力だけ、同意書だけ得たら、こっちは20年間ごみを無償で取りますよと言っているのか。その辺の詳しい説明がありませんよね。場合によっては、進入道路まで町でしてくれと言っているのか。その辺の費用がどうなのか。

副 町 長： できれば、出席していただいている委員の皆さん全員に意見を言っていたらと思います。。

委 員： 町の方針ということで、一番初めの再説明事項に、処分場の公募は難しいと書いてますね。ということは町では、ここの土地の収用も何もありませんと、町単独で事業はしませんと言っているのと同じで、結論は出ているのでは。

委 員： 公募はそうやね。

委 員： これを見ると、公募しませんということだから、土地もどんどん売ってくださいとか、そういう公募も何もしないという意味で言っていると思うから、町単独ではしないということは、もう当然だと思う。

委員長： 議論の最中で申し訳ないんですが、一応予定の時間になりましたので、今の議論、短期的にはこういった樫原市に処理委託をすとか、民間企業に行くということについて了解をしていただいて、さらに、ごみの減量化に努力するということについて、施設整備については、もうとにかく期間がかかり過ぎるということで、それから住民同意が難しいということで、とりあえず町のほうとしては、一応それは終わっているという考え方ですけども、議論をしなければいけないという声も多いので、次回もう一度、改めて議論してみたいと思いますので。

今日はとりあえず、ここまでということにしたいと思いますが。

それでは、お手元にございます議事で、④のその他をよろしくお願いいたします。

④そ の 他

事務局： その他といたしまして、次回の日程をお願いしたいと思います。できれば、10月の初旬がどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員： 希望日を言って下さい。

事務局： 10月5日の週、5・6・7・8・9はいかがですか。

委員長： では、10月の5日の都合悪い方いらっしゃいますか。

委員： 5日って何曜日ですか。

事務局： 月曜日です。

委員長： よろしいですか、5日ということでもいいですか。

事務局： 時間はどうしましょう。

委員長： 14時。

委員： 終わりをあと1時間ぐらい延ばしてもらったら、いろんな話できると思うのですが。2時間では、事務局の説明1時間、そして質疑応答とか、委員の意見があることから、今も時間過ぎとるぐらいやから。2時から5時までとか、1時から4時までとか、委員長さんの都合もあると思いますが。

委員長： とりあえず2時からということにして、16時で終わらなければ17時まで延長するとかいうことでいかがですか。

委員： それで結構です。

委員長： それでは、次回は10月5日の14時からということ、最大3時間まで延長するということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： では、以上をもちまして、今日の議論は中断しましたけど、終了ということにしたいと思います。事務局のほうへお返しします。

事務局： 長時間にわたりまして、ありがとうございました。
次回、10月5日でございます。またよろしくお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。